



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
7月23日
第531号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

- 公 告
所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告(農政課)..... 1
- 環境事務所告示
土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(東近江)..... 2
- 農業農村振興事務所公告
土地改良区役員退任および就任公告(高島)..... 2

公 告

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年7月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 申請に係る農地の所在等
 - 所在および地番 大津市和邇今宿字戸苗田658番4の一部および大津市和邇南浜字木津279番
 - 地目 田
 - 面積 706㎡(うち643㎡)および928㎡
 - 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、相続人が不明
- 申請に係る農地の利用の現況 農地の所有者等で耕作の事業に従事する者が死亡し、相続人も不明であり、耕作の事業に従事する者が不在のまま、現在まで数年間耕作が放棄された状態が継続している。
- 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、申請者が認定農業者である借受希望者にこの申請に係る農地を貸し付け、借受希望者が水稻、麦、大豆および野菜の作付けを行う。
- 希望する利用権の始期等
 - 始期 令和6年10月1日
 - 存続期間 5年6か月
 - 借賃に相当する補償金の額 10円
- 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。
 - 提出期限 令和6年8月6日(火)
 - 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815
 - 記載事項
 - 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)
 - 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容
 - 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画
 - 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - 意見の趣旨およびその理由
 - その他参考となるべき事項

環境事務所告示

滋賀県東近江環境事務所告示第4号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和6年7月23日

滋賀県東近江環境事務所長 浦山重雄

- 指定する区域の所在地 次を示す土地の一部の区域
蒲生郡日野町大字中在寺字大沢1473番1
- 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、今津東部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年7月23日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
監 事	前 川 勉	高島市今津町弘川382番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
監 事	澤 田 市 郎	高島市今津町下弘部558番地